

無形文化財保持者の追加認定についての報告

文化財課

1. 「沖縄伝統音楽野村流」の保持者の追加認定

沖縄県文化財保護条例第20条第5項の規定により、次の表に掲げる23名を沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統音楽野村流」の保持者として追加認定した。

認定の日は、沖縄県公報に登載された8月30日付となる。

無形文化財の名称		保 持 者	
		氏 名	住 所
沖縄伝統音楽野村流	三線	赤嶺 武志	与那原町
		池原 憲彦	読谷村
		糸数 昌治	沖縄市
		稲嶺 盛律	北中城村
		宇栄原 宗勝	宜野湾市
		内間 悦子	今帰仁村
		大湾 朝重	宜野湾市
		金城 勉	豊見城市
		島袋 功	名護市
		城間 盛久	宜野湾市
		新城 雄一	西原町
		末吉 政利	南城市
		徳原 清文	うるま市
		仲宗根 正榮	沖縄市
		中村 昌光	豊見城市
		野原 廣信	南風原町
		宮城 勝秀	宜野湾市
		宮城 康明	那覇市
		宮原 弘和	名護市
		吉元 博昌	名護市
	笛	座波 雪子	那覇市
		比嘉 清	那覇市
	胡弓	柳 アリソン 徳子	アメリカ合衆国ハワイ州 ホノルル郡ミリラニ町

(1) 解説

琉球王朝時代、湛水親方によって定式化された三線音楽は、その後、沖縄芸能に大きく寄与した。野村流は19世紀半ばに御冠船踊りの指導者として活躍した野村安趙によって大衆的な普及を目的に改良され、今日最も普及している流派である。その芸術性、芸能的な価値は、日本の芸能の中でも重要視されて

令和6年第12回教育委員会会議 報告事項(4)

おり、昭和47年12月28日付けで県無形文化財に指定された。

これまでに157名の保持者が認定されたが、104名の物故者があり、保持者は53名になっていた。

今回追加認定された23名は、いずれも芸歴と技法に優れ、野村流の継承・研鑽に励み、体得した技法を高度に体现できるものと認められる。よって、以上の者を無形文化財「沖縄伝統音楽野村流」の保持者として、新たに追加認定し、その保存・継承を図る。今回の追加認定により、保持者は76名となる。

2. 「沖縄伝統音楽安富祖流」の保持者の追加認定

沖縄県文化財保護条例第20条第5項の規定により、次の表に掲げる15名を沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統音楽安富祖流」の保持者として追加認定した。

認定の日は、沖縄県公報に登載された8月30日付となる。

無形文化財の名称		保 持 者	
		氏 名	住 所
沖縄伝統音楽安富祖流	三線	上原 睦三 <small>うきはち むつみ</small>	南風原町
		大嶺 雅規 <small>おおみね まさのり</small>	八重瀬町
		金城 力 <small>きんじょう りき</small>	南城市
		幸喜 信明 <small>こうき のぶあき</small>	那覇市
		島袋 朝夫 <small>しまぶくろ あさお</small>	糸満市
		知花 昌和 <small>ちばな まさかず</small>	豊見城市
		渡名喜 康広 <small>となき やすひろ</small>	与那原町
		西村 勉 <small>にしむら つとむ</small>	南城市
		花城 英樹 <small>はなしろ ひでき</small>	那覇市
		平田 邦夫 <small>ひらた くにお</small>	熊本県熊本市
		松本 紀 <small>まつもと のり</small>	南風原町
		宮里 敏則 <small>みやざと としのり</small>	浦添市
	笛	小濱 博文 <small>こはま ひろふみ</small>	南風原町
	胡弓	石川 清二 <small>いしかわ きよじ</small>	本部町
		嶺井 敦弘 <small>みねい あつひろ</small>	浦添市

(1) 解説

琉球王朝時代、湛水親方によって定式化された三線音楽は、屋嘉比朝奇や知念績高に伝承された。知念績高の弟子の安富祖正元は、師の技法を忠実に継承しつつ、独自の才能により、安富祖流の源となった。安富祖流は、細かい節回しと独特の運指法があり、その味わい深さは高く評価されている。その芸術性、芸能的な価値は、日本の芸能の中でも重要視されており、昭和47年12月28日に県無形文化財に指定された。

これまでに72名の保持者が認定されたが、35名の物故者があり、保持者は37名になっていた。

令和6年第12回教育委員会会議 報告事項(4)

今回追加認定された15名は、いずれも芸歴と技法に優れ、安富祖流の継承・研鑽に励み、体得した技法を高度に体现できるものと認められる。よって、以上の者を無形文化財「沖縄伝統音楽安富祖流」の保持者として、新たに追加認定し、その保存・継承を図る。今回の追加認定により、保持者は52名となる。

3. 「沖縄伝統音楽箏曲」の保持者の追加認定

沖縄県文化財保護条例第20条第5項の規定により、次の表に掲げる20名を沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統音楽箏曲」の保持者として追加認定した。

認定の日は、沖縄県公報に登載された8月30日付となる。

無形文化財の名称		保 持 者	
		氏 名	住 所
沖縄伝統音楽箏曲	箏	大城 惠津子	与那原町
		大道 タケ子	沖縄市
		翁長 ミサ子	読谷村
		神谷 宏美	那覇市
		金城 君江	読谷村
		佐渡山 久江	沖縄市
		島袋 節子	中城村
		高江洲 初子	浦添市
		澤岬 京子	うるま市
		玉城 弘子	那覇市
		手登根 廣美	浦添市
		照屋 貞子	西原町
		仲間 頼子	浦添市
		仲村 和子	中城村
		中村 ゆり子	那覇市
		中山 民子	北谷町
		野村 時子	那覇市
		松永 敬子	西原町
		宮城 ミサ子	うるま市
		山川 幸子	名護市

(1) 解説

沖縄の箏曲は、本土の八橋流、筑紫流の影響があるといわれる。本土においては、この二流派が衰微している状況にあるため、沖縄の箏曲は貴重なものとなっている。現在では、箏曲は三線音楽や沖縄伝統舞踊などの伴奏楽器としても活躍し、芸能文化の向上に大きく寄与している。その芸術性、芸能的な価値は、日本の芸能の中でも重要視されており、昭和47年12月28日に県無形文化

財に指定された。

これまでに116名の保持者が認定されたが、49名の物故者があり、保持者は67名になっていた。

今回追加認定された20名は、いずれも芸歴と技法に優れ、箏曲の継承・研鑽に励み、体得した技法を高度に体現できるものと認められる。よって、以上の者を無形文化財「沖縄伝統音楽箏曲」の保持者として、新たに追加認定し、その保存・継承を図る。今回の追加認定により、保持者は87名となる。

#### 4. 追加認定にかかるこれまでの経緯

- ・令和5年3月27日に「沖縄伝統音楽野村流」「沖縄伝統音楽安富祖流」「沖縄伝統音楽箏曲」保持者の追加認定について、県教育委員会から文化財保護審議会に諮問。
- ・令和5年3月30日に沖縄県文化財保護審議会から第4専門部会に調査を指示。
- ・令和5年5月8日に開催された第4専門部会において、諮問内容の確認と調査について審議。
- ・令和5年5月17日から令和6年1月19日まで第4専門部会にて調査・審議。
- ・令和6年3月4日に第4専門部会にて審議し候補者案を決定。
- ・令和6年3月29日に開催された文化財保護審議会において、追加認定についての議論がまとまり、令和6年4月17日に田名真之文化財保護審議会会長から半嶺満教育長に答申が手交された。
- ・令和6年6月4日、教育長決裁により県指定無形文化財「沖縄伝統音楽野村流」「沖縄伝統音楽安富祖流」「沖縄伝統音楽箏曲」の追加認定が決定した。
- ・令和6年8月30日に県指定無形文化財「沖縄伝統音楽野村流」「沖縄伝統音楽安富祖流」「沖縄伝統音楽箏曲」の追加認定者58名が沖縄県公報に掲載された。